

センター からの

2013
1月号

隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2013.1月発行)

Contents

- 消費者安全調査委員会が設置されました
- 買え買え詐欺にご注意!
- ビデオ・DVDライブラリー
- 消費生活相談事例
- 注意情報

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

消費者安全調査委員会が設置されました

消費者安全法の一部が改正され、平成24年10月1日、国に消費者安全調査委員会が設置されました。この委員会は、消費生活上の「生命や身体に被害に関わる事故」の原因を究明するために調査を行い、被害の発生や拡大の防止を図ります。また、他の関係機関で調査などが行われている場合には、その調査結果を評価して、必要があれば意見を述べ、場合によっては調査委員会が自ら調査を行います。

消費者安全調査委員会は、調査や評価の結果に基づいて内閣総理大臣に対して勧告をし、あるいは、適時に消費者被害の発生や拡大の防止のために講ずべき施策や措置について、内閣総理大臣や関係行政機関の長に意見具申を行います。事務局は消費者庁が担当します。

重大事故



消費者安全調査委員会への事故等原因調査等の申出制度

申出書

消費者の生命や身体への被害に関わる消費者事故について、被害の発生や拡大の防止を図るために事故原因の究明が必要だと考えられる場合には、消費者安全調査委員会に対して原因調査を行うよう求める申出をすることができます。

この申出は、消費者事故等の被害者だけでなく、個人、法人を問わず、誰でも行うことができます。

申出された事案については、消費者安全調査委員会で検討され、その結果、原因究明等が必要だと認められた場合には事故等原因調査が開始されます。

※消費者安全調査委員会の詳細と申立の方法については消費者庁のホームページをご覧ください。

消費者庁 消費者安全調査委員会 <http://www.caa.go.jp/csic/index.html>

消費生活講座

「金融商品の基礎知識」

一般社団法人 全国銀行協会

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話またはFAXでお申し込みください。

TEL. **086-226-1019** FAX. **086-227-3715**

定員 70 名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成25年
2月8日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター